

令和8年度関西プロモーション事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度関西プロモーション事業委託業務

(2) 事業の目的

高知県が進める関西・高知経済連携強化戦略（以下「関西戦略」という。）の取組の一環としてプロモーション活動を展開することで、県産品の外商の推進、観光振興、移住促進を主な対象分野とする高知県に関するイメージや意向度を高め、本県のファンづくりや各分野の具体的な成果につなげる。

(3) 事業内容

別添「令和8年度関西プロモーション事業委託業務 仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

64,445千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度関西プロモーション事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を実施します。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

現に競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める申請書（令和6年度～令和8年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記の指定場所へ提出すること。

＜高知県知事が定める申請書の提出先＞

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

高知県会計管理局総務事務センター

TEL:088-823-9788

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

※1 令和8年2月27日（金）までに申請が必要です。

※2 申請書の第1号様式の欄外左上（高知県電子申請サービスで申込する場合は、手続き申込：申込の9備考欄）に赤字で下記3点を記載してください。

・「令和8年度関西プロモーション事業委託業務」

・公示日：令和8年2月25日

・審査会：令和8年3月24日

※3 早期登録は紙または電子にて申請受付となります。

※4 申請後、高知県会計管理局総務事務センターに、電話にて報告をお願いします。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

説明会の開催に代わり、説明用の動画を公開します。

7 質疑と回答

質疑は、令和8年3月3日（火）17時00分までの質疑書（別紙様式1）により持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）、又は電子メールで受け付けます。なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。

すべての質疑と回答の内容は、令和8年3月6日（金）までに高知県県地産地消・外商課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/120901/>）に掲載します。

<提出先>

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県産業振興推進部 地産地消・外商課 地部田・藤原

電子メール：120901@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、次表に定める参加申込書（別紙様式2）及び法人概要書（別紙様式3）により申し込みください。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	正本 1部
3	法人概要書		

(1) 提出方法等

ア 提出方法

持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）又は電子メール

※電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること

イ 提出期限

令和8年3月9日（月）12時00分（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県産業振興推進部 地産地消・外商課 地部田・藤原

TEL:088-823-9770

電子メール：120901@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

県による申込者の資格要件の確認後、確認結果を令和8年3月11日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件に満たなかった者に対する理由説明

ア 資格要件に満たなかった者に対しては、満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件に満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度関西プロモーション事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和8年度関西プロモーション事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年3月26日（木）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

〈高知県情報公開条例〉

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程（予定）

令和8年2月25日（水）	募集要領の公示 説明用動画配信
令和8年3月3日（火）	質疑書提出締切 17時00分（必着）
令和8年3月6日（金）	質疑者への回答をHPに掲載
令和8年3月9日（月）	参加申込及び資格確認書類の提出締切 12時00分（必着）
令和8年3月17日（火）	企画提案書の提出締切 12時00分（必着）
令和8年3月24日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年3月26日（木）	審査結果通知

13 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別添（別紙様式4）により提出してください。

開示・非開示の判断は、提出された別紙様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

〈高知県情報公開条例〉

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県産業振興推進部 地産地消・外商課 地部田・藤原
TEL:088-823-9770
電子メール: 120901@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合
- (7) 2の見積限度額を超過した見積書を提出した場合

16 その他

- (1) 令和8年度当初予算高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。
- (2) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合

又は高知県契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。